勾当台エリアビジョン策定検討懇話会の運営について(案)

1 会議の公開について

(1) 公開・非公開について

会議は原則公開とする。ただし、次の場合には、座長が委員に諮り、非公開とすることができる。

- ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合
- イ 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支 障が生じるおそれがある情報を扱う場合
- ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、会場の制 約等を勘案し、その都度座長が定めるものとする。

(3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を裏面のとおり定める。 遵守事項に違反した者、危険物を所持している者、酒気を帯びている者又はその他座長 が会場内の秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあると認める者は、会議を傍聴することがで きない。

2 議事録の作成について

- (1) 議事録は、事務局である仙台市まちづくり政策局政策調整課にて作成する。
- (2) 議事録には次の事項を記載する。
 - ア 開催年月日、開会及び閉会時間
 - イ 出席委員の氏名
 - ウ 説明のために出席した市職員の職氏名
 - エ 議事の経過
 - オ その他必要な事項
- (3) 議事録には座長及び座長が指名した委員1名が署名する。

3 座長代理の指名について

- (1) 勾当台エリアビジョン策定検討懇話会設置要綱第4条及び第4条の2の定めにより、懇話会に座長代理を置き、座長が指名した委員1名をもってこれに充てる。
- (2) 勾当台エリアビジョン策定検討懇話会設置要綱第4条の4の定めにより、座長代理は、 座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員等の会議への出席について

勾当台エリアビジョン策定検討懇話会設置要綱第5条の2及び第5条の3における委員等の 出席について、委員等は、予め座長に申し出ることにより、遠隔地からWEB会議システム等 を用いて出席することができる。

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

勾当台エリアビジョン策定検討懇話会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は静かに傍聴し、拍手をしたり発言をしたりなど、会議の進行を妨げるような 行為をしないこと
- 2 鉢巻きや腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 飲食または喫煙をしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の同意を得た場合はこの限り ではない
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、または会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、以下の事項に該当する方は、傍聴を ご遠慮いただきます。

- ○発熱やのどの痛み、咳が長引く(1週間前後)、息苦しさ、強いだるさ、味覚・嗅覚に 異常などの症状がある方
- ○2週間以内に海外(感染流行国)または国内の感染流行地域(クラスター発生場所等) へ旅行・出張した方

また、以下についてご協力をお願いします。

- ○適切な感染拡大防止策を講じるための、傍聴者受付における氏名・連絡先の記入
- ○手指消毒やマスク着用、咳エチケットの励行 (会場内は換気を行う他、傍聴席の間隔も一定の距離を確保します)